都市計画道路 大阪中央環状線 都市計画道路 大阪モノレール専用道

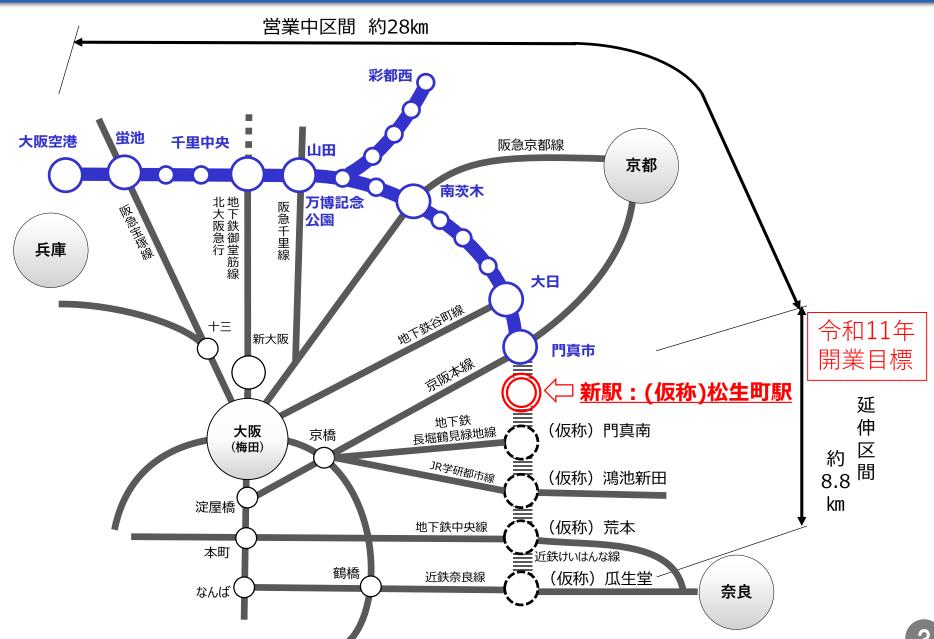
事業概要説明会(事業認可変更)

令和5年5月30日 大阪府モノレール建設事務所

#### 説明次第

- 1. 大阪モノレール延伸事業と新駅設置
  - 2. 事業の概要
  - 3. 事業認可による制限等
  - 4. 今後のスケジュール

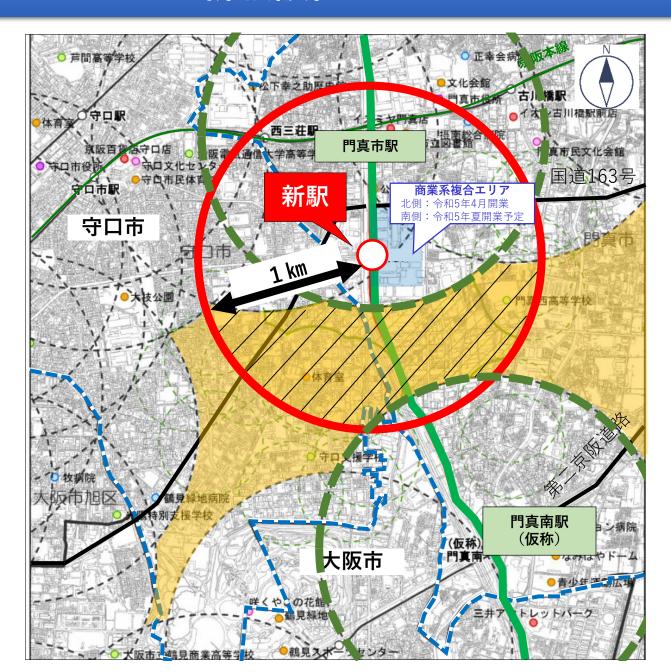
### 1. 大阪モノレール延伸事業と新駅設置



### 1. 大阪モノレール延伸事業と新駅設置



### 大阪モノレールの新駅設置



# 大阪モノレール延伸事業と新駅設置

延伸事業	H30.11	都市計画案の縦覧・意見書の受付
	H31.3	都市計画の告示
	R2.3	都市計画事業認可の告示・縦覧
新駅設置	R3.3	基本合意 ※門真市、守口市の請願駅として 4者(両市、大阪モノレール㈱、府)が文書締結
	R3.12	都市計画変更案の縦覧・意見書の受付
	R4.2	都市計画の変更の告示
	R5.3	都市計画事業認可の変更の告示・縦覧

#### 説明次第

1. 大阪モノレール延伸事業と新駅設置

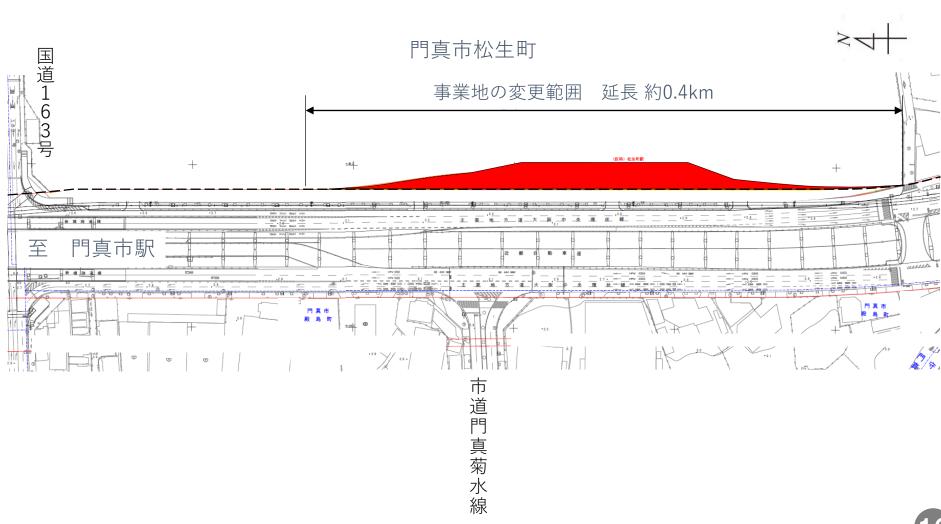
- 2. 事業の概要
  - 3. 事業認可による制限等
  - 4. 今後のスケジュール

- ▶ 事業認可(変更)
  - 1. 告示番号令和5年3月23日(近畿地方整備局告示第52号、53号)令和5年3月31日(大阪府告示第450号、451号)
  - 施行者の名称 大阪府
  - 3. 都市計画事業の種類及び名称 東部大阪都市計画道路事業 3・1・223-1号、3・1・227-1号 大阪中央環状線 東部大阪都市計画道路事業 9・7・223-1号、9・7・227-1号 大阪モノレール専用道
  - 4. 事業施行期間令和2年3月27日~令和11年3月31日
  - 5. 事業地の所在 門真市新橋町 ~ 東大阪市瓜生堂一丁目 ※門真市松生町地内における事業地を変更



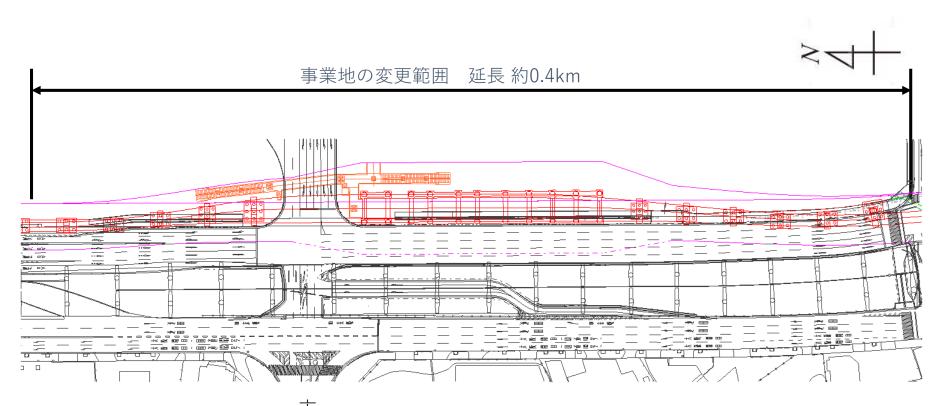
9

#### ▶ 事業地の変更



10

#### ➤ 平面図

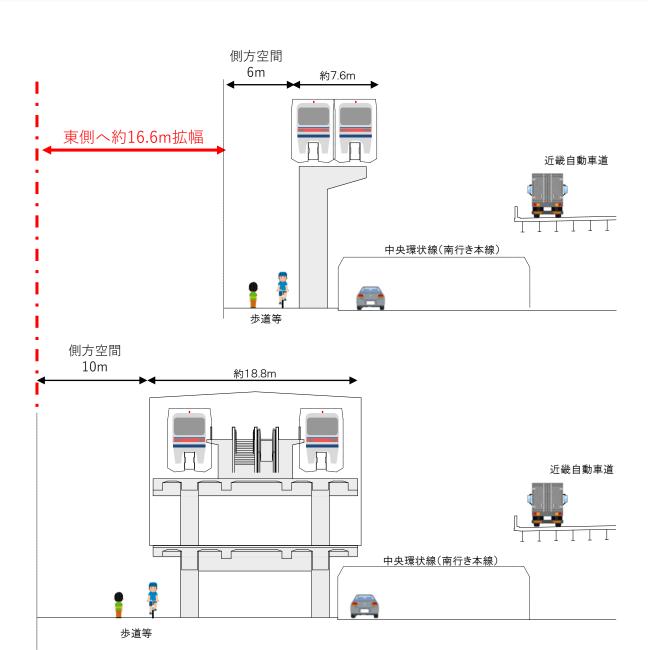


市道門真菊水線

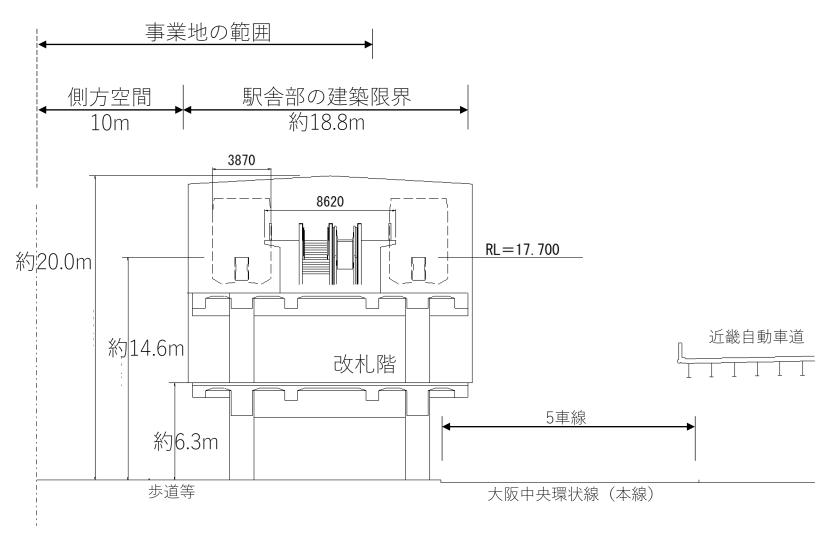
> 断面図

変更前

変更後



#### ▶ 代表断面イメージ



#### 説明次第

- 1. 大阪モノレール延伸事業と新駅設置
- 2. 事業の概要
- 3. 事業認可による制限等
  - 4. 今後のスケジュール

#### 3. 事業認可による制限等

- ▶ 建築等の制限(都市計画法第65条)
  - 事業地内において、事業の施行の障害となるおそれがある土地の 形質の変更や建築物の建築等を行う場合、許可が必要となります。
- ▶ 土地建物等の先買い(都市計画法第67条)
  - ・事業地内の土地建物等を有償で譲り渡そうとする場合、その予定 対価の額、相手先等を、事前に大阪府へ届出が必要となります。
    - ※届出なく有償で譲渡した場合等は、50万円以下の過料が科せられることがあります。 (都市計画法95条)
  - ・届出後、30日以内に大阪府が買い取る旨の通知をした場合、売買が 成立したものとみなされます。
- ➤ 土地収用法の適用(都市計画法第70条) 事業認可の告示により、土地収用法上の「事業の認定の告示」が なされたものとみなされます。

#### 3. 事業認可による制限等

#### ▶ 事業認可看板

#### お知らせ

東部大阪都市計画道路事業3・1・223-1号大阪中央環状線、東部大阪都市計画 道路事業3・1・227-1号大阪中央環状線、東部大阪都市計画道路事業9・7・2 23-1号大阪モノレール専用道及び東部大阪都市計画道路事業9・7・227-1号 大阪モノレール専用道を次のとおり施行します。なお、これに伴い、事業地内の土地建物等を有償で施行者以外の者に譲り渡す場合には下記5~7に掲げる制限があります。

#### 1. 都市計画事業の種類および名称

東部大阪都市計画道路事業 3・1・2 2 3 - 1 号 大阪中央環状線 東部大阪都市計画道路事業 3・1・2 2 7 - 1 号 大阪中央環状線 東部大阪都市計画道路事業 9・7・2 2 3 - 1 号 大阪モノレール専用道 東部大阪都市計画道路事業 9・7・2 2 7 - 1 号 大阪モノレール専用道

- 2. 施行者の名称 大阪府
- 3. 事務所の所在地および名称

大阪府東大阪市長田東五丁目3番9号 大阪府モノレール建設事務所

4. 事業地の所在

大阪府門真市新橋町 地内~大阪府東大阪市瓜生堂一丁目 地内

5. 譲渡予定対価の額等の届出

事業地内の土地、 建物等を有償で譲り渡そうとされる場合には、次に掲げる事項を施行者に届け出なければなりません。 (届け出書の様式については、上記事務所でお尋ねください。)

- (1)譲渡の予定対価の額(予定対価が金銭以外のものであるときは、これを時価を基準として金銭に見積もった額)
- (2)譲渡の相手 住所 氏名
- 6. 届出先

大阪府大阪市中央区大手前二丁目1番22号 大阪府知事 (大阪府モノレール建設事務所を経由すること)

7. 売買の成立

届け出のあった後30日以内に施行者が届け出をした者に対し、当該土地建物 等を買い取る旨の通知をしたときは、施行者と届け出をした者との間に、予定 対価の額に相当する代金で、売買が成立したものとみなされます。

8. 事業地の範囲

別図のとおり

なお、事業地の詳細については、本事業地に関する図面を大阪府、 門真市、 守口市、大東市、大阪市鶴見区および東大阪市において縦覧しております。

- 9. 注意事項
  - 5. に掲げる届けをしないで事業地内の土地建物等を有償で譲渡した者は、 50万円以下の過料に処せられることが、 都市計画法第95条に定められておりますので、特にご注意下さい。

なお、疑問点についてのお尋ねは、上記事務所( 06-4306-3162 )にご連絡下さい。

大 阪 府



#### 関係者各位

大阪府が皆さんのご協力のもとに進めることとなりました東部大 阪都市計画道路事業大阪中央環状線および東部大阪都市計画道路事 業大阪モノレール専用道について、令和2年3月27日付けの近畿 地方整備局告示第54·55号により、都市計画法第59条第2項の規 定に基づく事変認可の告示がなされました。※1

本事業のような都市計画事業では告示の日から満1年を経過する 毎に土地収用法上の「事業の認定の告示」が新たになされたものと みなされることになっております。

したがって本事業においては令和2年3月27日から土地収用法 の種々の規定が適用されることになっております。※ 2

この告示がなされますと、この事業用地に対する補償額の算定は 告示の時の価格を基準として、買収時点の価格を算定するとともに、 土地所有者等は、土地の収用裁決を申請するよう大阪府に請求でき、 またその土地の補償金を支払うよう併せて請求できるなど種々の効 果が発生します。

なお、この事業に関しまして現在大阪府モノレール建設事務所、

門真市、守口市、大東市、大阪

市鶴見区および東大阪市において関係図書が自由にご覧になれるよう備え置いていますので、あなたの土地が事業用地の区域内にある かどうかご確認ください。

本事業につきましてご不明な点がございましたら大阪府モノレール建設事務所までお問い合わせいただければ、職員が説明させていただきます。

#### 大阪府モノレール建設事務所

大阪府東大阪市長田東五丁目3番9号 担当 建設課

06-4306-3162

- ※ 1 (仮称) 松生町駅付近について、令和5年3月23日付け の近畿地方整備局告示第52·53号により、都市計画法第63条の規 定に基づく事業認可変更の告示がなされました。
- ※ 2 事業認可変更における事業の変更範囲においては令和5年 3月23日から土地収用法の種々の規定が適用されることになって おります。

# 3. 事業認可による制限等

- ▶ 事業認可看板設置箇所
  - ①門真市 松生町



②東大阪市 荒本西3丁目



#### 説明次第

- 1. 大阪モノレール延伸事業と新駅設置
- 2. 事業の概要
- 3. 事業認可による制限等
- 4. 今後のスケジュール

# 4. 今後のスケジュール

	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11年
測量 調査·設計												開
用地買収 物件補償等												
モルール 工事等												業

■■:大阪モノレール延伸(全体)

:新駅設置

# 参 考 資 料

# 参考資料:(仮称)松生町駅のイメージ



# 参考資料:モノレール構造物の事例

駅舎(RCラーメン構造)(豊川駅)

